



2022年7月12日

各位

会社名株式会社へリオス  
代表者名代表執行役社長 CEO 鍵本忠尚  
(コード番号: 4593 東証グロース)  
問合せ先執行役 CFO リチャード・キンケイド  
(TEL: 03-5962-9440)

### 第三者割当による行使価額修正条項付第18回新株予約権 (行使指定・停止指定条項付)の発行に関するお知らせ

当社は、当社取締役会決議による委任に基づき、2022年7月12日(以下「発行決議日」という。)開催の執行役会において、以下のとおり、第三者割当による第18回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議しましたので、お知らせいたします。

#### 1. 募集の概要

(1) 割 当 日	2022年8月3日から2022年8月5日までの間のいずれかの日とする。但し、下記「(3)発行価額」に定める条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
(2) 新株予約権の総数	82,000個
(3) 発行価額	新株予約権1個につき金163円 但し、当該時点における株価変動等諸般の事情を考慮の上で本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として取締役会決議の委任に基づく執行役会が定める2022年7月19日から2022年7月21日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、上記発行価額の決定に際して用いられた方法(下記「5.発行条件等の合理性(1)発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」を参照のこと。)と同様の方法で算定された結果が163円を上回る場合には、条件決定日における算定結果に基づき決定される金額とします。 発行価額の総額は、本新株予約権1個あたりの発行価額に、本新株予約権の総数82,000個を乗じた金額となります。
(4) 当該発行による潜在株式数	潜在株式数: 8,200,000株(新株予約権1個につき100株) 上限行使価額はありません。 下限行使価額は条件決定日に決定します(下限行使価額の決定方法については、下記「※本新株予約権の下限行使価額の決定方法」を参照のこと。)が、下限行使価額においても、潜在株式数は8,200,000株であります。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(5) 資金調達額 (差引手取概算額)	2,807,766,000円(注)
(6) 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初の行使価額は、条件決定日の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値とし、以下「東証終値」という。)又は下限行使価額のいずれか高い方の金額とします。本新株予約権の行使価額は、割当日の翌取引日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回る場合となる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	野村証券株式会社に対する第三者割当方式
(8) その他	当社は、割当予定先である野村証券株式会社(以下「割当予定先」という。)に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定することができること、当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定することができること、割当予定先は、一定の場合に、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得すること、割当予定先は、当社の取締役会決議又は取締役会決議の委任に基づく執行役会の決議による当社の承認を得ることなく本新株予約権を譲渡しないこと等について、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において合意する予定であります。詳細については、別記「2. 募集の目的及び理由(2) 本新株予約権の商品性」及び別記「6. 割当予定先の選定理由等(6) その他」をご参照ください。

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額であります。なお、本新株予約権の払込金額の総額については、発行決議日の直前取引日における東証終値等の数値を前提として算定した見込額であり、また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定した場合の金額であります。本新株予約権の最終的な払込金額及び当初の行使価額は条件決定日に決定され、実際の資金調達の額は行使価額の水準により増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には資金調達の額は減少します。

※ 本新株予約権について発行決議日から条件決定日まで一定期間を設けた趣旨

本新株予約権のように、新株予約権を第三者割当の方法により発行して行う資金調達においては、通常、新株予約権の発行を決議した日に、全ての条件を決定します。

しかし、当社は、本新株予約権の発行決議日付で、RxCell Inc.とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結を公表しており、これにより、発行決議日以降の当社の株価に影響が出る可能

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

性があります。RxCell Inc. とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結の公表に係る市場による受け止め方いかんによっては、発行決議日以降の当社の株価に影響があり得ますところ、当社といたしましては、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、仮にかかる公表を踏まえた株価の上昇が生じる場合には、当該株価の上昇を反映せずに本新株予約権の発行条件を決定することは、当該発行条件と本新株予約権の発行時における実質的な価値との間に乖離を発生させ、既存株主の利益を害するおそれがあることから、株価の上昇を反映した上で本新株予約権の発行条件が決定されることがより適切であると考えております（なお、株価が下落した場合には、かかる下落は反映されません。詳細は下記「※本新株予約権の発行価額の決定方法」に記載のとおりです。）。そこで、発行決議日から RxCell Inc. とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結の公表に伴う株価への影響の織り込みのための一定期間を経過した日を条件決定日として定め、当該条件決定日までの間の株価の値動きを反映した株価等の数値を用いて条件決定日において再び本新株予約権の価値算定を行い、当該再算定の結果を踏まえて、本新株予約権の発行価額等の条件を最終的に決定しようとするものであります。当社は、当社株式の過去の値動きの傾向やボラティリティ等を総合的に勘案し、株価が RxCell Inc. とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結の公表を織り込むために要する日数としては、3取引日から5取引日程度を要すると考えており、条件決定日を、発行決議日から4取引日から6取引日後にあたる、2022年7月19日から2022年7月21日までの期間のいずれかの日に設定することといたしました。

なお、RxCell Inc. とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結に関する詳細につきましては、発行決議日付で別途公表されております「RxCell 社とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結のお知らせ」をご参照ください。

#### ※ 本新株予約権の発行価額の決定方法

下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載のとおり、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関に価値算定を依頼し、当該価値算定結果に基づき決定されます。発行決議日の発行決議に際して発行決議日の直前取引日の東証終値等を前提としてかかる算定を行い決定した発行価額が、本新株予約権1個につき金163円という金額です。

しかし、かかる算定結果には、上述のとおり、発行決議日以降の株価の値動きが反映されておりません。そこで、条件決定日時点において、下記「5. 発行条件等の合理性（1）発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容」に記載されている方法と同様の方法を用いて再び価値算定を行い、その結果が、発行決議日以降の株価の上昇等を理由として、本新株予約権1個につき金163円を上回ることとなる場合には、かかる再算定結果に基づき決定される金額を、本新株予約権の発行価額といたします。他方、発行決議日以降の株価の下落等により、条件決定日における再算定結果が本新株予約権1個につき金163円以下となる場合には、かかる結果の織り込みは行わず、本新株予約権の発行価額は本新株予約権1個につき金163円のまま据え置かれます。すなわち、有利発行の問題が生じないような価格を決定する方針のもと、既存株主の利益への配慮という観点から、条件決定日において本新株予約権の価値が上昇していた場合には、発行価額の決定に際してかかる上昇を考慮するものの、価値が下落していた場合には、かかる下落は反映されないということです。したがって、本新株予約権1個あたりの発行価額が、発行決議日現在の価値金163円を下回って決定されることはありません。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

## ※ 本新株予約権の下限行使価額の決定方法

本新株予約権の下限行使価額は、発行決議日に公表された上記の RxCell Inc. とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結に伴う株価への影響の織り込みと、資金調達の蓋然性及び既存株主の利益への配慮のバランスという観点から下限行使価額を適切な水準に保つため、発行決議日の直前取引日の東証終値と条件決定日の直前取引日の東証終値（以下「条件決定基準株価」という。）を比較し、いずれか低い方の株価を基準として、条件決定日において以下のように決定されます。なお、下限行使価額が発行決議日の直前取引日又は条件決定日の直前取引日いずれか高い方の東証終値の 50%に相当する金額（1 円未満の端数を切り上げた金額）を下回ることはありません。

- ① 条件決定基準株価が 342 円（発行決議日の直前取引日の東証終値）以上である場合  
240 円（発行決議日の直前取引日の東証終値の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額）とする。但し、かかる金額が条件決定基準株価の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、条件決定基準株価の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。
- ② 条件決定基準株価が 342 円（発行決議日の直前取引日の東証終値）を下回る場合  
条件決定基準株価の 70%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額とする。但し、かかる金額が発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、発行決議日の直前取引日の東証終値の 50%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

## 2. 募集の目的及び理由

### (1) 資金調達の主な目的

当社は「『生きる』を増やす。爆発的に。」というミッションを掲げ、幹細胞（注 1）技術をもって、世界中の難治性疾患の罹患者に対して新たな治療法による治癒と希望を届けるべく、事業を進めております。iPS 細胞（注 2）を培養・分化誘導して作製した人体組織と近似の機能を持つ再生医療等製品の開発を行う iPSC 再生医薬品分野に加えて、2016 年 1 月より当社の事業ポートフォリオの新しい柱となる体性幹細胞再生医薬品（注 3）分野の両分野において開発を推進しております。

体性幹細胞再生医薬品分野においては、2016 年 1 月に米国 Athersys, Inc.（以下「アサシス社」という。）とライセンス契約を締結し、同社の開発する幹細胞製品 MultiStem®（当社開発コード:HLCM051（注 4））を用いた日本国内における脳梗塞急性期に対する治療法の開発・販売権を取得したことにより、同分野の取り組みを開始しております。さらに 2018 年 6 月には MultiStem に関して複数の独占的開発・販売権を獲得し、そのうち、日本国内における急性呼吸窮迫症候群（ARDS:Acute Respiratory Distress Syndrome）（注 5）に対する治療薬の開発を進めております。

まず、脳梗塞急性期に対する治療薬ですが、有効性及び安全性を検討するプラセボ対照二重盲検（注 6）第 II/III 相試験（注 7）（治験名称：TREASURE 試験（注 8））を実施しております。2022 年 3 月末に、全ての治験登録患者の投与後 365 日後データの収集が完了し、2022 年 5 月には TREASURE 試験結果に関する速報値を公表しました。本速報では、主要評価項目においては未達であったものの、脳梗塞患者の日常生活における臨床的な改善を示す複数の指標を通じて、全般的に 1 年後の患者の日常生活自立の向上が示唆されました。現在、引き続き本治験データの詳細解析を行うとともに、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）と相談を重ねながら、先駆け審査指定制度（注 9）の枠組みの中で申請に向けた協議を進めております。なお、脳梗塞急性期を対象とした HLCM051 は、2017 年 2 月に先駆け審査指定制度（注 9）の対象品目に指定されております。

また、ARDS に対する治療薬については、肺炎を原因疾患とした ARDS 患者を対象に、有効性及び安全性を検討する第 II 相試験（治験名称：ONE-BRIDGE 試験（注 10））を実施し、2021 年 3 月に患者組み入

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

れを完了いたしました。2021年8月及び11月に、ONE-BRIDGE試験におけるHLCM051投与後90日及び180日の評価項目のデータの一部を発表し、有効性及び安全性について良好な結果が示されました。2022年3月末のPMDAとの協議において、本製品の有効性及び安全性に関する一定の合意が得られたものの、今後のARDSを適応症とした承認申請にあたっては、当社が提案した申請データパッケージに加えてデータ補強が必要との助言があり、さらなる協議を継続しております。なお、ARDSを対象としたHLCM051は、2019年11月に希少疾病用再生医療等製品（注11）として指定されております。

iPSC再生医薬品分野においては、遺伝子編集技術を用いた免疫拒絶（注12）のリスクの少ない次世代iPS細胞、ユニバーサルドナーセル（Universal Donor Cell:以下「UDC」（注13）という。）を用いた新たな治療薬の研究、ナチュラルキラー細胞（以下「NK細胞」（注14）という。）を用いた次世代がん免疫に関する研究、その他眼科分野及び肝疾患分野での研究開発を進めております。

まず、iPSCプラットフォームとして、UDCに関する研究を進めております。患者の免疫細胞に認識されにくいiPS細胞を作製することで拒絶反応を抑制し、有効性及び安全性を高めた再生医療等製品を開発するための次世代技術プラットフォームの開発を目指しております。2020年10月にはヒトへの臨床応用も可能なレベルの臨床株が完成し、適応疾患を含む具体的な臨床応用に向けた研究を進めております。例えば、UDCから視細胞への分化誘導に加え、国立国際医療研究センターとの共同研究においてUDCから膵臓β細胞（注15）への分化誘導を確認しています。今後も臨床応用に向け、複数の企業、アカデミアと様々な疾患に対する適応可能性の評価を進めてまいります。

がん免疫に関する研究については、遺伝子編集技術により特定機能を強化した他家iPS細胞由来のNK細胞（以下「eNK細胞」という。）を用いて、固形がんを対象にしたがん免疫療法の研究を進めております（当社開発コード:HLCN061）。これまで当社グループが培ってきたiPS細胞を取り扱う技術及び遺伝子編集技術を用いることで、殺傷能力を高めたNK細胞を大量かつ安定的に作製することによる、次世代がん免疫療法を創出すべく自社研究を進めております。本分野では、2020年6月には、国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）と、eNK細胞が抗腫瘍効果を発揮する固形がんの特徴を明確にすることを目的とした共同研究を開始しました。2021年に共同研究の成果として、複数のがん種（膵臓がん、乳がん、肺がん、中皮腫）に由来する患者腫瘍組織移植片（PDX: Patient-Derived Xenograft）においてeNK細胞が認識する標的タンパクの発現を確認しました。この共同研究の成果をもとに次のステップとして、2022年5月より国立がん研究センターが保有するPDXマウスを用いてeNK細胞の抗腫瘍効果等の評価を進めております。また、2021年12月に、国立大学法人広島大学大学院と肝細胞がんに対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を、2022年6月には、兵庫医科大学と中皮腫に対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約をそれぞれ締結し、様々な疾患候補におけるeNK細胞の抗腫瘍効果の評価等を進めております。加えて、eNK細胞の三次元培養による効率的かつ安定的な大量生産法を確立し、治験薬製造に向けたCPC（細胞加工製造用施設:Cell Processing Center）の本稼働を開始しております。

その他、眼科分野での研究開発としては、住友ファーマ株式会社との共同開発体制のもと、iPS細胞由来網膜色素上皮（RPE）細胞を用いた治療法開発に向けて治験への準備を進めております。また、肝疾患分野での研究開発としては、機能的なヒト臓器を創り出す3次元臓器に関する研究において、肝臓原基の製造に関する研究を進めており、2022年4月には、国立大学法人東京大学医科学研究所再生医学分野との間に、UDCを用いた肝臓原基の製造法確立を目的とした、共同研究契約を締結しております。

このように、当社は、国内外においてパイプライン開発や新規技術開発、アライアンスの強化を積極的に実施しております。中でも、臨床試験の前段階で研究を進めているHLCN061について、研究段階におけるがん細胞に対する高い傷害活性等が確認されたことから大きな期待を抱いており、HLCM051に続くパイプラインの中でも特に注力しております。HLCN061については、これまで調達してきた資金を活用して、研究開発を進めておりますが、上記に記載のとおり、開発が先行しているHLCM051のうちARDSに対する治療薬開発においては、データ補強が必要との助言を受け、規制当局との引き続きの協

議が必要であり、申請予定時期は当期初に想定していた計画よりも遅延が見込まれる状況です。また、脳梗塞急性期に対する治療薬開発においては、今後の治験データの詳細解析及び規制当局との協議によるところであります。そのため、このような状況下においても HLCN061 の研究開発のスピードを緩めることなく、現在計画している 2024 年度の臨床試験開始に向けた準備を推進するため、本新株予約権発行による資金調達を行うことを決定いたしました。

当社グループの 2021 年 12 月期通期の売上収益は 41 百万円となりました。これは主に実施許諾契約等に基づく契約一時金及びマイルストーン収入に関するものであります。また、上記両分野におけるパイプラインを進捗させるための研究開発費の計上等により営業損失は 5,384 百万円となり、営業活動によるキャッシュ・フローは 5,089 百万円の支出となりました。当社グループは 2022 年 3 月 31 日現在で 13,500 百万円の現金及び現金同等物を保有しておりますが、製品の上市までは引き続き損失が計上される見込みであり、事業を進捗させていくためには、必要に応じて資金調達を行う必要があります。また、研究開発費以外の運転資金についても、これまでの調達資金を活用しつつ、固定費削減を中心とした抜本的なコストダウン等によりその資金ニーズに対応できるように財務基盤を強化します。これらの方針のもと、研究開発を着実に進めることで、将来的な提携先を含めた契約一時金及びマイルストーン収入の獲得や、早期の製品の上市による収益確保を目指します。

当社は、本新株予約権発行による資金調達を通して、当社のミッションである「『生きる』を増やす。爆発的に。」を実現し、一人でも多くの患者様に一刻も早く治療を届けられるよう、引き続き研究開発に邁進してまいります。

なお、本新株予約権発行による調達資金の具体的な用途及び支出予定時期につきましては、「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な用途」をご参照ください。

#### （注 1） 幹細胞

自己複製能及び異なる細胞に分化する多分化能を有する細胞をいいます。幹細胞は限られた種類の細胞を生み出す体性幹細胞（間葉系幹細胞や造血幹細胞等）と、体の中のどの細胞にでも分化することができる多能性幹細胞（iPS 細胞や ES 細胞等）に分類されます。

#### （注 2） iPS 細胞

人工多能性幹細胞（induced pluripotent stem cell）の略。ヒトの皮膚の細胞等にいくつかの因子を導入することによって作製された、様々な組織や臓器の細胞に分化する能力を持った多能性幹細胞です。

#### （注 3） 体性幹細胞再生医薬品

体性幹細胞は、体の中に存在し、複数の細胞に分化したり、過剰な炎症を抑えたりすることで、組織や臓器を長期にわたって維持するために重要な細胞です。当社は、アサシス社が開発する、骨髄由来の幹細胞製品 MultiStem を導入し、体性幹細胞を用いた再生医薬品開発を目指すパイプラインを導入しています。

#### （注 4） HLCM051

日本国内における体性幹細胞再生医薬品の開発パイプラインです。当社は 2016 年 1 月に、アサシス社と、同社の開発する幹細胞製品 MultiStem を用いた脳梗塞に対する再生医療等製品の国内での開発・販売に関する独占的なライセンス契約を締結し、本パイプラインを導入しました。さらに 2018 年 6 月に同社との提携を拡大したことにより、日本における急性呼吸窮迫症候群に対する開発・販売ライセンスを取得し、開発を開始しました。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(注5) 急性呼吸窮迫症候群 (ARDS)

ARDS は、単一の疾患ではなく、基礎疾患や外傷等によって好中球等の免疫系が過剰に誘発され、炎症を起こすことにより肺が傷害を受け肺水腫となり、その結果、重度の呼吸不全となる症状の総称です。ARDS 診療ガイドラインによると、死亡率は 30~58%と予後が非常に悪い病気です。ARDS に対する治療として、集中治療室で人工呼吸器を用いた呼吸管理を中心とする全身管理が行われます。但し、人工呼吸器の使用が長期化すると、患者の予後が悪くなることが知られています。そのため、ARDS はアンメットメディカルニーズ (未だ治療法のない疾患への医療ニーズ) が非常に高く、新たな治療の選択肢が望まれている疾患といえます。

(注6) プラセボ対照二重盲検

プラセボ対照とは、臨床試験で「被験薬」(試験で調べたい薬剤)の薬効の有無を確認するにあたり、「被験薬」の薬効の比較のために「プラセボ」(偽薬)と比較することです。二重盲検とは、試験対象の薬や治療法等を、被験者、医師及び試験を実施する者も、被験者がどの治療に割り付けられたかを知らず、実施する試験方法です。薬効を評価する際に「被験薬」が投与された患者は「効果があるだろう」、投与されたプラセボだったため「効果はないだろう」というような先入観をなくし客観性を保つためにこの試験方法を選択します。

(注7) 第Ⅱ/Ⅲ相試験

新薬開発のプロセスは、人を対象として有効性・安全性等を検証する「臨床試験(治験)」を実施し、新薬申請承認を取得し、上市する流れとなっています。臨床試験は、安全性等をメインで確認する「第Ⅰ相試験(臨床薬理試験)」、有効性の有無を確認する「第Ⅱ相試験(探索的試験)」、そして第Ⅱ相試験の有効性を検証する「第Ⅲ相試験(検証試験)」といった開発の相があります。そのため、第Ⅱ/Ⅲ相試験は探索的試験と検証試験を同一の臨床試験で実施するものです。

(注8) TREASURE 試験

当社が実施する、日本国内における脳梗塞急性期に対する治療薬の開発を目指した第Ⅱ/Ⅲ相試験の試験名称です。

(注9) 先駆け審査指定制度

革新的医薬品・医療機器・再生医療等製品を日本で早期に実用化すべく、世界に先駆けて開発され、早期の治験段階で著明な有効性が見込まれる医薬品等を指定し、各種支援による早期の実用化を目指す制度です。薬事承認に係る相談・審査における優先的な取扱いの対象となる等、迅速な実用化を図るものです。

(注10) ONE-BRIDGE 試験

当社が実施する、日本国内における ARDS に対する治療薬の開発を目指した第Ⅱ相試験の試験名称です。

(注11) 希少疾病用再生医療等製品

対象患者数が日本国内において5万人未満であること、重篤な疾病であると同時に代替する適切な治療法がない等、医療上特にその必要性が高いもの等の条件に合致するものとして、厚生労働大臣が指定する再生医療等製品です。本指定を受けることで、開発に係る経費の負担を軽減するため助成金やその他助言等を受けることができます。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(注 12) 免疫拒絶

他人の細胞や臓器を移植した場合、移植された細胞・臓器（移植片）が異物として認識され、移植を受けた患者本人の免疫細胞に攻撃・排除される反応です。

(注 13) ユニバーサルドナーセル（UDC）

UDC は、遺伝子編集技術を用い、移植による免疫拒絶反応を抑制できる他家 iPS 細胞です。通常、移植細胞は患者との HLA 型を一致させない場合には、免疫拒絶反応を起こします。そのため、移植時には免疫抑制剤の投与が必要となりますが、患者の負担も大きくなります。免疫抑制剤の投与を回避するためには、自らの細胞から作製する自家 iPS 細胞の使用が望ましいのですが、この作製には多くの時間と多額の費用が必要となります。当社の UDC は、他家 iPS 細胞から拒絶反応を引き起こす HLA 遺伝子を除去し、その細胞に免疫抑制関連遺伝子、及び安全装置としての自殺遺伝子を導入した、安全性の高い細胞医薬品の原材料となる細胞です。iPS 細胞本来の特長である無限の自己複製能力や、様々な細胞に分化する多能性を維持しながら、免疫拒絶を抑え安全性を高めた再生医療等製品創出のための次世代技術プラットフォームです。

(注 14) ナチュラルキラー細胞（NK 細胞）

NK 細胞は人間の体に生まれながらに備わっている防衛機構で、がん細胞やウイルス感染細胞等を攻撃する白血球の一種です。さらに白血球の分類においてはリンパ球に分類されます。NK 細胞を用いた治療の有効性としては延命効果、症状の緩和や生活の質の改善、治癒が期待されています。

(注 15) 膵臓β細胞

膵臓にあるランゲルハンス島を構成している細胞の一種で、血糖値に応じてインスリンを生産・分泌し、血液中の糖を調整しています。

(2) 本新株予約権の商品性

① 本新株予約権の構成

- ・ 本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は 100 株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は 8,200,000 株です。
- ・ 本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記②及び③に記載のとおり、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約の規定により当社が行使指定（下記②に定義する。）又は停止指定（下記③に定義する。以下同じ。）を行うことができますので、当社の裁量により、割当予定先に対して一定数量の範囲内での行使を義務づける、又は行使を行わせないようにすることが可能となります。
- ・ 本新株予約権の行使価額は、当初、条件決定基準株価又は下限行使価額のいずれか高い方の金額ですが、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日以降、当該通知が行われた日の直前取引日の東証終値の 90%に相当する価額に修正されます。但し、行使価額の下限（下限行使価額）は、本新株予約権の発行要項に従って条件決定日に決定されますが、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額が修正後の行使価額となります。
- ・ 本新株予約権の行使可能期間は、割当日の翌取引日以降約 3 年間であります。但し、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日並びに株式会社証券保管振替機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができません。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約において、主に下記②乃至④の内容について合意する予定であります。

② 当社による行使指定

- ・ 割当日の翌取引日以降、2025年7月4日までの間において、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、臨機応変に資金調達を実現するため、当社の判断により、当社は割当予定先に対して本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定すること（以下「行使指定」という。）ができます。
- ・ 行使指定に際しては、その決定を行う日（以下「行使指定日」という。）において、以下の要件を満たすことが前提となります。
  - (i) 東証終値が下限行使価額の120%に相当する金額を下回っていないこと
  - (ii) 前回の行使指定日から20取引日以上の間隔が空いていること
  - (iii) 当社が、未公表の重要事実を認識していないこと
  - (iv) 当社株価に重大な影響を及ぼす事実の開示を行った日及びその翌取引日でないこと
  - (v) 停止指定が行われていないこと
  - (vi) 東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限に達し（ストップ高）又は下限に達した（ストップ安）まま終了していないこと
- ・ 当社が行使指定を行った場合、割当予定先は、原則として、行使指定日の翌取引日から20取引日以内（以下「指定行使期間」という。）に指定された数の本新株予約権を行使する義務を負います。
- ・ 一度に行使指定可能な本新株予約権の数には限度があり、本新株予約権の行使により交付されることとなる当社株式の数が、行使指定日の直前取引日までの20取引日又は60取引日における当社株式の1日あたり平均出来高のいずれか少ない方に2を乗じて得られる数と発行決議日現在の発行済株式数の10%に相当する株数のいずれか小さい方を超えないように指定する必要があります。
- ・ 但し、行使指定後、当該行使指定に係る指定行使期間中に東証終値が下限行使価額を下回った場合には、以後、当該行使指定の効力は失われます。
- ・ 当社は、行使指定を行う際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

③ 当社による停止指定

- ・ 当社は、割当予定先が本新株予約権の全部又は一部を行使することができない期間（以下「停止指定期間」という。）として、割当日の3取引日後の日から2025年7月4日までの間の任意の期間を指定（以下「停止指定」という。）することができます。停止指定を行う場合には、当社は、割当日の翌取引日から2025年7月2日までの間において停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当予定先に通知いたします。但し、上記②の行使指定を受けて割当予定先が行使義務を負っている本新株予約権の行使を妨げるような停止指定を行うことはできません。なお、上記の停止指定期間については、停止指定を行った旨をプレスリリースにより開示した日の2取引日以後に開始する期間を定めるものとします。
- ・ なお、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。
- ・ 停止指定を行う際には、停止指定を行った旨及び停止指定期間を、また停止指定を取消す際にはその旨をプレスリリースにて開示いたします。

④ 割当予定先による本新株予約権の取得の請求

割当予定先は、(i)割当日の翌取引日以降、2025年7月4日までの間のいずれかの5連続取引日の東証終値の全てが(a)条件決定基準株価が342円（発行決議日の直前取引日の東証終値）以上である場合は下限行使価額、(b)条件決定基準株価が342円（発行決議日の直前

取引日の東証終値)を下回る場合は条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(但し、本新株予約権の発行要項第6項第(2)号又は第(4)号に掲げる事由が生じた場合には、同項の定めに基づいて調整した金額とします。)(以下「取得請求基準価格」という。)を下回った場合、(ii)2025年7月7日以降2025年7月11日までの期間、(iii)当社が吸収分割若しくは新設分割につき当社の株主総会(株主総会の決議を要しない場合は、取締役会又は取締役会決議の委任に基づく執行役会)で承認決議した後、当該吸収分割若しくは新設分割の効力発生日の15取引日前までの期間、(iv)当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約に定める当社の表明及び保証に虚偽があった場合又は(v)当該買取契約に定める禁止行為を行った若しくは割当予定先から要求される行為を行わなかった場合、当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権の発行要項に従い、本新株予約権の払込金額と同額の金銭を支払うことにより残存する本新株予約権を全て取得します。

### (3) 本新株予約権を選択した理由

数あるエクイティ・ファイナンス手法の中から資金調達手法を選択するにあたり、当社は、既存株主の利益に充分配慮するため、株価への影響の軽減や過度な希薄化の抑制が可能となる仕組みが備わっているかどうかを最も重視いたしました。また、当社の資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能な手法であるかどうかとともに、資本政策の柔軟性が確保されていること等も手法選択の判断材料といたしました。

その結果、以下に記載した本新株予約権の特徴を踏まえ、当社は、本新株予約権が当社のニーズを充足し得る現時点での最良の選択肢であると判断し、その発行を決議いたしました。

(本新株予約権の主な特徴)

<当社のニーズに応じた特徴>

#### ① 約3年間にわたり発生する資金調達ニーズへの柔軟な対応が可能なこと

- ・ 今般の資金調達における調達資金の支出時期は、下記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、約3年間にわたります。本新株予約権は、発行後の株価の状況や当社の資金調達ニーズが高まるタイミングを考慮し、行使指定や停止指定を行うことを通じて、臨機応変に資金調達を実現することが可能な設計になっております。

#### ② 過度な希薄化の抑制が可能なこと

- ・ 本新株予約権は、潜在株式数が8,200,000株(2022年6月30日現在の発行済株式数55,147,900株の14.87%)であり、一定の希薄化が生じるものの、最大の希薄化率は一定であり、株式価値の希薄化が限定されております。また、本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、株価上昇時には希薄化を抑制しつつ調達金額が増大するというメリットを当社が享受できることで、既存株主の利益に配慮した資金調達が可能となっております。
- ・ 本新株予約権者がその裁量により本新株予約権を行使することができるため、当社が行使指定を行わずとも株価が下限行使価額を上回る水準では行使が進むことが期待される一方、当社は、当社株価動向等を勘案して停止指定を行うことによって、本新株予約権の行使が行われないようにすることができます。

#### ③ 株価への影響の軽減が可能なこと

以下の仕組みにより、株価への影響の軽減が可能となると考えております。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

- ・ 行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいこと
  - ・ 一定の水準の下限行使価額が設定されていること
  - ・ 行使指定を行う際には、東証終値が下限行使価額の 120%の水準以上である必要があり、また、上記「(2) 本新株予約権の商品性②当社による行使指定」に記載のとおり、一度に行使指定可能な数量の範囲は行使指定直前の一定期間の出来高等を基本として定められることとなっており、行使が発生する株価水準や株式の交付による需給悪化懸念に配慮した設計となっていること
- ④ 資本政策の柔軟性が確保されていること
- 資本政策の変更が必要となった場合、当社の判断により、残存する本新株予約権の全部をいつでも取得することができ、資本政策の柔軟性を確保できます。

<本新株予約権の主な留意事項>

本新株予約権には、主に、下記⑤乃至⑧に記載された留意事項がありますが、当社といたしましては、上記①乃至④に記載のメリットから得られる効果の方が大きいと考えております。

- ⑤ 本新株予約権の下限行使価額は一定の水準に設定されており、株価水準によっては本新株予約権の行使による資金調達の一部又は全部ができない可能性があります。
- ⑥ 株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。
- ⑦ 当社の株式の流動性が減少した場合には、調達完了までに時間がかかる可能性があります。
- ⑧ 本新株予約権発行後、東証終値が 5 取引日連続して取得請求基準価格を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法と比較した場合の本新株予約権の特徴)

- ⑨ 公募増資等により一度に全株を発行すると、一時に資金を調達できる反面、1株あたりの利益の希薄化も一時に発生するため株価への影響が大きくなるおそれがあると考えられます。社債、借入れによる資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性指標は低下いたします。

本新株予約権においては、上記③に記載のとおり、行使の分散、下限行使価額の設定等の仕組みにより株価への影響の軽減が期待されます。また、調達金額は資本となるため、財務健全性指標は上昇いたします。一方、当社株式の株価・流動性の動向次第では、実際の調達金額が当初の予定を下回る可能性があります。

転換社債型新株予約権付社債は、一時に資金を調達でき、また1株あたりの利益の希薄化も即座に発生しない反面、当初調達金額が負債となるため財務健全性指標の低下が見込まれることとともに転換が完了しない場合に満期時の返済負担が生じます。

(4) 資金使途の変更

当社は、2019年7月10日付で公表いたしました「海外募集による新株式の発行及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行に関するお知らせ」及び2019年7月11日付で公表いたしました「海外募集による新株式及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行条件等の決定に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、①新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用、②バイオ領域投資に特化したファンド（以下「本ファンド」という。）の新規設立費用及び出資約束金並びに③運転資金のための資金の確保を目的とし、海外募集による新株式1,948,100株及び2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債（以下、本「(4) 資金使途の変更」において「本新株予約権付社債」

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本件新株予約権」という。) 50 億円を発行して資金調達 (以下「前々回資金調達」といいます。) を行いました。

このうち、②本ファンドの新規設立費用及び出資約束金に係る支出予定時期については、当社の本ファンドに対する出資約束金が 2021 年 12 月末までに前々回資金調達決定時の想定である 25 億円に満たなかったことから、引き続き 2022 年 12 月末までに充当することとしておりました。

一方、本件新株予約権の行使請求期間の末日である発行決議日 (2022 年 7 月 12 日) までに本件新株予約権の行使が行われず、本新株予約権付社債について株式への転換が行われなかったため、下記のとおり、当初本ファンドの新規設立費用及び出資約束金に充当する予定であった約 25 億円のうち現時点において未充当の約 12 億円を本社債の償還資金に充当することといたしました。なお、本社債の償還資金の総額 50 億円のうち残りの約 38 億円については手元資金から充当することといたしました。

このため、前々回資金調達の資金使途に関しまして、以下のとおり変更いたします。

(変更前)

具体的な使途	金額	支出予定時期
①新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用	約 35 億円	2020 年 12 月までに
②本ファンドの新規設立費用及び出資約束金 (注)	約 25 億円	2021 年 12 月までに
③運転資金	約 16 億円	2020 年 12 月までに
合計	約 76 億円	

(注) 本ファンドが想定どおりに設立されない場合には、全額又は一部を上記①の費用に充当する予定です。

(変更後)

具体的な使途	金額	支出予定時期
①新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用	約 35 億円	<u>2021 年 12 月までに</u>
②本ファンドの新規設立費用及び出資約束金	約 13 億円	<u>2022 年 12 月までに</u>
③運転資金	約 16 億円	2020 年 12 月までに
④ <u>本社債の償還資金</u>	約 12 億円	<u>2022 年 7 月までに</u>
合計	約 76 億円	

(注) 変更箇所を下線を付しております。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

### 3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

#### (1) 調達する資金の額

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,817,766,000	10,000,000	2,807,766,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、発行価額の総額に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
2. 払込金額の総額の算定に用いた発行価額の総額は、発行決議日の直前取引日の東証終値等の数値を前提として算定した見込額です。実際の発行価額の総額は、条件決定日に決定されます。
3. 払込金額の総額の算定に用いた本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額については、発行決議日の直前取引日の東証終値を当初の行使価額であると仮定し、全ての本新株予約権が発行決議日の直前取引日の東証終値で行使されたと仮定して算出された金額です。実際の当初の行使価額は条件決定日に決定され、また、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に全部又は一部の行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
4. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の価値評価費用及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、払込取扱銀行手数料及び変更登記費用等）の合計であります。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 調達する資金の具体的な使途

上記差引手取概算額 2,807,766,000 円につきましては、上記「2. 募集の目的及び理由（1）資金調達の主な目的」に記載の内容を目的として、下記のとおり充当する予定であります。

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
eNK 細胞を用いたパイプラインの研究開発に係る費用	2,807	2022 年 8 月～2025 年 8 月
合計	2,807	

- (注) 1. 本新株予約権の行使状況又は行使期間における株価推移により想定どおりの資金調達ができなかった場合には、自己資金又は助成金制度等を活用して、可能な限り上記の方針に沿った事業活動を展開する予定であります。なお、本新株予約権の行使時における株価推移により上記の使途に充当する支出予定金額を上回って資金調達できた場合には、企業価値向上のための運転資金に充当していく予定であります。
2. 当社は、本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金をすみやかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

上記資金使途に係る詳細につきましては、以下のとおりです。

#### eNK 細胞を用いたパイプラインの研究開発に係る費用

当社グループのようなバイオテクノロジー企業においては、研究開発費用の負担により開発期間において継続的に営業損失を計上し、営業活動によるキャッシュ・フローはマイナスとなる傾

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

向があります。当社グループは 2022 年 3 月 31 日現在で 13,500 百万円の現金及び現金同等物を保有しておりますが、2021 年 12 月期通期の営業損失は 5,384 百万円であり、損失が引き続き計上されている状況が続いているため、事業活動の維持・拡大のためには、新規に模索している提携先からの契約一時金及びマイルストーン収入や補助金の活用を実施するとともに資金需要に応じた資金調達を行う必要があります。

このような状況、方針のもと、当社は『生きる』を増やす。爆発的に。」というミッションを掲げ、幹細胞技術をもって、世界中の難治性疾患の罹患者に対して新たな治療法による治癒と希望を届けるべく、事業を進めております。がん疾患は、分子標的薬やがん免疫療法の登場により、その治療成績の向上が見られていますが、未だ治療効果の低い疾患領域であり、世界において主要な死因として、2020 年には約 1,000 万人が亡くなっています（世界保健機関）。日本においても死因の第 1 位であるがん疾患のうち、特に固形がんは、がんによる死亡原因の約 90%を占め（国立がん研究センターがん情報サービス「がん登録・統計」（人口動態統計）2018 を基に当社推定）、新たな治療法の開発が期待されております。その中で、NK 細胞を用いた治療法は、NK 細胞が生体防御の最前線に位置して異物から体を守る自然免疫の中心的役割を果たし、がん細胞やウイルス感染細胞を攻撃する特徴を有することから、新しい細胞治療法として期待されております。

当社は、遺伝子編集技術により特定機能を強化した NK 細胞(eNK 細胞)を用いて、固形がんを対象にした独自のがん免疫療法の研究を進めております（当社開発コード:HLCN061）。自社研究の成果として、eNK 細胞の作製に成功するとともに、eNK 細胞が肺がんに対して抗腫瘍効果を有することを細胞生着マウスモデルで確認しました。2020 年 6 月には、国立がん研究センターと、eNK 細胞を用いた、がん免疫細胞療法に関する共同研究契約を締結し、2021 年 11 月には、共同研究の成果として複数種類のがん腫（膵臓がん、乳がん、肺がん、中皮腫）に由来する PDX サンプルにおいて、NK 細胞が認識する特定の分子候補の発現を確認しました。この共同研究の成果をもとに次のステップとして、2022 年 5 月より国立がん研究センターが保有する PDX マウス（PDX を移植されたマウス）を用いて eNK 細胞の抗腫瘍効果等の評価を進めております。さらに、2021 年 12 月、国立大学法人広島大学大学院と、eNK 細胞を用いた肝細胞がんに対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を締結し、eNK 細胞の肝細胞がんに対する抗腫瘍効果の評価を進めております。また、2022 年 6 月、兵庫医科大学と、eNK 細胞を用いた中皮腫に対するがん免疫細胞療法に関する共同研究契約を締結し、eNK 細胞の中皮腫に対する抗腫瘍効果の評価を進めております。

製造技術の開発においては、今後の治験製品の製造を想定し、効率的かつ安定的な eNK 細胞の大量生産が可能な三次元培養法（バイオリクターを用いた三次元灌流培養法）を確立いたしました。これらの技術をベースとして、当社自身で治験製品の製造スケジュールや品質管理のコントロールが可能な細胞加工製造用施設を 2022 年 7 月に本格稼働させており、治験に向けた準備をさらに進める予定です。

このように臨床試験の前段階で研究を進めている HLCN061 について、研究段階におけるがん細胞に対する高い傷害活性等が確認されたことから大きな期待を抱いており、当社パイプラインの中でも特に注力しています。今後はこれまで調達してきた資金を基にさらなる研究を進めるとともに、本新株予約権の発行により調達する予定の資金と合わせ、現在計画している 2024 年度の治験開始に向けた準備を進める予定です。

以上の観点から、本新株予約権により調達する予定の資金につきましては、自社及びパートナーとの研究実施に係る研究費（前臨床試験段階（注）における研究、次世代 eNK 細胞に関する研究を含む。）、治験製品製造のための費用、その他治験開始に向けた準備に係る費用及び治験実施費用として充当する予定であります。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(注) 人を対象とする臨床試験の前に行う試験。動物を使って有効性・安全性を調べる試験。

#### 4. 資金使途の合理性に関する考え方

今回のファイナンスにより調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することで、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

#### 5. 発行条件等の合理性

##### (1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行決議日付で、RxCell Inc. とのライセンス契約に関する基本条件合意書締結を公表しております。当社は、既存株主の利益に配慮した公正な発行条件の決定という観点から、かかる公表に伴う株価への影響の織り込みのため、発行決議日時点における本新株予約権の価値と条件決定日時点における本新株予約権の価値を算定し、高い方の金額を踏まえて本新株予約権の払込金額を決定する予定です。

上記に従って、当社は発行決議日時点の本新株予約権の価値を算定するため、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価値評価を第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 代表取締役CEO 野口真人）（以下「プルータス・コンサルティング」という。）に依頼いたしました。プルータス・コンサルティングは、権利行使期間、権利行使価格、当社株式の株価、株価変動率、配当利回り及び無リスク利率を勘案し、新株予約権の価値評価で一般的に使用されているモンテカルロ・シミュレーションを用いて、本新株予約権の価値評価を実施しております。価値評価にあたっては、主に①当社の取得条項（コール・オプション）については発動のタイミングを定量的に決定することが困難であるため、下記③の場合を除き評価に織り込まないこと、②当社は資金調達のために株価水準に留意しながら行使指定を行い、割当予定先は株価水準に留意しながら権利行使を行うこととして、株価が下限行使価額を上回っている場合において、資金支出計画をもとに想定される支出期間（権利行使可能な期間に限る。）にわたって一様に分散的な権利行使がされること、③株価が取得請求基準価格を5営業日連続して下回った場合、割当予定先は当社に本新株予約権の取得を請求する旨の通知を行うこと等を想定しております。当社は、当該評価を参考にして、発行決議日時点の本新株予約権1個あたりの払込金額を、当該評価と同額となる金163円と決定しました。なお、当社及び当社監査委員会による本新株予約権の発行に係る有利発行性の判断は、条件決定日において本新株予約権の払込金額を最終的に決定する際に行いますが、当社は、本新株予約権の払込金額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であると考えており、また、当社監査委員会から、会社法上の職責に基づいて監査を行った結果、当該決定方法に基づき本新株予約権の払込金額を決定するという執行役の判断について、法令に違反する重大な事実は認められないという趣旨の意見を得ております。

##### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数は最大 8,200,000 株（議決権 82,000 個相当）であり、2022年6月30日現在の当社発行済株式数 55,147,900 株（総議決権数 551,150 個（2022年6月30日現在））に対して占める割合は最大 14.87%（当社議決権総数に対し最大 14.88%）に相当し、これにより一定の希薄化が生じるものと認識しております。また、第2回

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

無担保転換社債型新株予約権付社債（下記「10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況（4）最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況」を参照のこと。）の全てが行使された場合における交付株式数は最大 1,963,672 株（議決権 19,636 個相当）であり、本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数（最大）との合計が 2022 年 6 月 30 日現在の当社発行済株式数 55,147,900 株（総議決権数 551,150 個（2022 年 6 月 30 日現在））に対して占める割合は最大 18.43%（当社議決権総数に対し最大 18.44%）に相当します。

しかしながら、上記「2. 募集の目的及び理由（3）本新株予約権を選択した理由」に記載のとおり、本新株予約権の発行により、過度の希薄化を招かない範囲で今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を図れることから、本新株予約権の発行は株主価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

また、①本新株予約権全てが行使された場合の最大交付株式数 8,200,000 株に対し、当社株式の過去 6 か月間における 1 日あたり平均出来高は 972,498 株であり、一定の流動性を有していること、②本新株予約権は当社の資金需要に応じて行使をコントロールすることが可能であり、かつ、③当社の判断により任意に本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の行使により交付され得る株式数は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

## 6. 割当予定先の選定理由等

### （1）割当予定先の概要（2022 年 3 月 31 日現在）

① 商号	野村証券株式会社
② 本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 奥田 健太郎
④ 事業内容	金融商品取引業
⑤ 資本金の額	10,000 百万円
⑥ 設立年月日	2001 年 5 月 7 日
⑦ 発行済株式数	201,410 株
⑧ 事業年度の末日	3 月 31 日
⑨ 従業員数	14,445 名（単体）
⑩ 主要取引先	投資家並びに発行体
⑪ 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、三菱UFJ信託銀行株式会社、農林中央金庫
⑫ 大株主及び持株比率	野村ホールディングス株式会社 100%
⑬ 当社との関係等	
資本関係	割当予定先が保有している当社の株式の数：711,421 株（2022 年 6 月 30 日現在） 当社が保有している割当予定先の株式の数：－
人的関係	当社と割当予定先との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と割当予定先の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



取 引 関 係	当社の主幹事証券会社であります。		
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	割当予定先は、当社の関連当事者には該当しません。また、割当予定先の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。		
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
決 算 期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
純 資 産	652,902	642,888	618,868
総 資 産	13,256,479	12,121,762	12,830,957
1株当たり純資産(円)	3,241,657.16	3,191,937.74	3,072,678.67
営 業 収 益	589,704	647,856	580,076
営 業 利 益	68,592	122,322	74,660
経 常 利 益	70,366	122,087	74,790
当 期 純 利 益	51,060	85,617	67,542
1株当たり当期純利益(円)	253,512.44	425,088.64	335,345.89
1株当たり配当金(円)	496,500	422,025	335,000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

(注) 割当予定先は、東証の取引参加者であるため、東証に対しては反社会的勢力に該当しないことに関する確認書の提出を要しません。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、上記「2. 募集の目的及び理由(3) 本新株予約権を選定した理由」に記載のとおり、野村證券株式会社が、株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得るファイナンス手法として2022年4月に本新株予約権を提案したことに加え、同社が、①当社の主幹事証券会社として良好な関係を築いてきたこと、②国内外に厚い投資家基盤を有しているため、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の多様な需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されること、③同種のファイナンスにおいて豊富な実績を有しており、株価への影響や既存株主の利益に配慮しつつ円滑な資金調達が期待できること等を総合的に勘案し、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である野村證券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものであります。

(3) 割当予定先の保有方針

本新株予約権の割当予定先である野村證券株式会社は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会決議又は取締役会決議の委任に基づく執行役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。一方で、野村證券株式会社は、本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であることを口頭で確認しております。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社の2022年7月1日付第21期決算公告における2022年3月31日時点の貸借対照表により、同社が本新株予約権の払込みに要する十分な現金・預金及びその他の流動資産（現金・預金：1,113,060百万円、流動資産計：12,776,293百万円）を保有していることを確認しております。また、発行決議日現在においても、割当予定先からは、本新株予約権の払込金額（発行価額）の総額の払込み及び本新株予約権の行使に足りる十分な現金・預金を保有している旨の口頭での報告を受けております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社代表執行役社長 CEO である鍵本忠尚は、その保有する当社株式について割当予定先への貸株を行う予定です。

割当予定先は、本新株予約権の行使を円滑に行うために当社株式の貸株を使用する予定であり、本新株予約権の行使により取得することとなる当社株式の数量の範囲内で行う売付け等以外の本件に関わる空売りを目的として、当社株式の貸株は使用しません。

なお、鍵本忠尚は、当社の株価や株式市場の動向、本新株予約権の行使の進捗状況等を勘案し、割当予定先へ貸株の返還を請求する可能性があり、その旨を割当予定先へ通知しております。

(6) その他

本新株予約権に関して、当社は、本新株予約権の割当予定先である野村証券株式会社との間で、本新株予約権の募集に関する届出の効力発生をもって締結予定の買取契約において、上記「2. 募集の目的及び理由（2）本新株予約権の商品性」②乃至④に記載の内容以外に下記の内容について合意する予定であります。

<割当予定先による行使制限措置>

- ① 当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における発行会社普通株式の終値（但し、本新株予約権の行使価額の調整が行われた場合は同様に調整される。）以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2か月間等の所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使（以下「制限超過行使」という。）を割当予定先に行わせません。
- ② 割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、あらかじめ当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

<割当予定先による本新株予約権の譲渡制限>

割当予定先は、当社との間で締結予定の買取契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の取締役会決議又は取締役会決議の委任に基づく執行役会の決議による当社の承認を取得する必要があります。その場合には、割当予定先は、あらかじめ譲受人となる者に対して、当社との間で上記①及び②の内容等について約させ、また譲受人となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容等を約させるものとします。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

#### 7. 大株主及び持株比率

募集前（2022年6月30日現在）（注）	
鍵本 忠尚	45.09%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	6.35%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	2.95%
株式会社ニコン	2.79%
住友ファーマ株式会社	2.72%
J.P. MORGAN SECURITIES PLC FOR AND ON BEHALF OF ITS CLIENTS JPMS RE CLIENT ASSETS-SETT ACCT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	1.10%
日本証券金融株式会社	1.07%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	0.92%
竹田 英樹	0.91%
BBH FOR MATTHEWS ASIA GROWTH FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	0.91%

（注） 1. 割当予定先である野村証券株式会社は、今回の募集分について長期保有を約していないため、今回の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 2021年10月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社及びその共同保有者であるノムラ インターナショナル ピーエルシー (Nomura International Plc)、野村アセットマネジメント株式会社が2021年10月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	613,328	1.11
ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	169,300	0.31
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	197,000	0.36

3. 2022年6月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co) 及びその共同保有者であるベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド (Baillie Gifford Overseas Limited) が2022年5月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・ アンド・カンパニー (Baillie Gifford & Co)	カルトン・スクエア、1 グリーンサ イド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	567,400	1.03
ベイリー・ギフォード・ オーバーシーズ・リミテ ッド (Baillie Gifford Overseas Limited)	カルトン・スクエア、1 グリーンサ イド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	72,800	0.13

4. 2022年7月5日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者であるJPモルガン証券株式会社、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC) が2022年6月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセッ ト・マネジメント株式会 社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3 号	2,337,300	4.24
JPモルガン証券株式会 社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3 号	34,600	0.06
ジェー・ピー・モルガ ン・セキュリティーズ・ ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)	英国、ロンドン E14 5JP カナリ ー・ウォーフ、バンク・ストリート 25	757,310	1.37
ジェー・ピー・モルガ ン・セキュリティーズ・ エルエルシー (J.P. Morgan Securities LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10179 ニューヨーク市 マディソ ン・アベニュー383番地	674,060	1.22

5. 2022年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ゴールドマン・サックス証券株式会社及びその共同保有者であるゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International) が2022年6月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2022年6月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
ゴールドマン・サックス証券株式会社	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	18,500	0.03
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	Plumtree Court, 25 Shoe Lane, London EC4A 4AU, United Kingdom	3,942,872	7.15

#### 8. 今後の見通し

今回の調達資金を上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することにより、一層の事業拡大、収益の向上及び財務体質の強化につながるものと考えております。

これにより業績に与える影響は軽微です。また、今期の業績予想は未公表であり、開示すべき事項が発生した場合には、すみやかに公表いたします。

#### 9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株予約権の発行は、①本新株予約権の行使により交付される普通株式に係る議決権数を発行決議日現在における当社の発行済株式数に係る議決権総数の 25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権の全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東証の有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きは要しません。

#### 10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近 3 年間の業績 (単位：百万円。特記しているものを除く。)

	2019 年 12 月期	2020 年 12 月期	2021 年 12 月期
売上収益	89	27	41
税引前当期損失 (△)	△4,559	△5,378	△4,462
親会社の所有者に帰属する 当期損失 (△)	△4,806	△5,512	△4,910
基本的 1 株当たり当期損失 (△) (円)	△95.86	△107.20	△93.36
1 株当たり配当額 (円)	—	—	—
1 株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	240.60	151.82	156.65

(注) 2020 年 12 月期より、国際会計基準により連結財務諸表を作成しております。なお、当社は 2019 年 12 月期まで「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号) 第 5 条第 2 項により、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして日本基準に準拠して連結財務諸表を作成していないため、日本基準に基づく連結経営指標等は記載しておりません。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2022年6月30日現在)

	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	55,147,900 株	100%
現 時 点 の 行 使 価 額 に お け る 潜 在 株 式 数	4,181,872 株	7.58%

(注) 上記潜在株式はストックオプション、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債によるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2019年12月期	2020年12月期	2021年12月期
始 値	1,630 円	1,458 円	1,963 円
高 値	2,114 円	2,216 円	2,557 円
安 値	1,116 円	1,036 円	1,185 円
終 値	1,493 円	1,967 円	1,283 円

② 最近6か月間の状況

	2022年 2月	3月	4月	5月	6月	7月
始 値	1,040 円	1,241 円	1,144 円	731 円	340 円	355 円
高 値	1,276 円	1,295 円	1,170 円	825 円	449 円	369 円
安 値	968 円	1,027 円	709 円	331 円	339 円	333 円
終 値	1,265 円	1,163 円	746 円	338 円	356 円	342 円

(注) 1. 最近6か月間の状況については、東京証券取引所（マザーズ市場。2022年4月4日以降はグロース市場。）におけるものであります。

2. 7月の株価については、2022年7月11日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2022年7月11日
始 値	348 円
高 値	349 円
安 値	340 円
終 値	342 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 有償一般募集（海外募集による新株式の発行）

払 込 期 日	2019年7月26日
調 達 資 金 の 額	2,833,316,640 円
募集時における発行済株式総数	49,284,400 株
当該募集による発行株式数	1,948,100 株

(注) 「発行時における当初の資金使途」、「発行時における支出予定時期」及び「現時点における充当状況」につきましては、下記「②2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行」に合計額を記載しております。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

② 2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2019年7月26日
調 達 資 金 の 額	5,000,000,000円
転 換 価 額	1,767円
募集時における発行済株式総数	49,284,400株
当該募集による潜在株式数	2,829,654株（現時点の転換価額（1,767円）における潜在株式数）
現時点における転換状況	転換済株式数：0株（残高5,000,000,000円）
行 使 請 求 期 間	自 2019年8月9日 至 2022年7月12日
発 行 時 に お け る 当 初 の 資 金 使 途	① 新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用 ② 本ファンドの新規設立費用及び出資約束金 ③ 運転資金 （注）本ファンドが想定どおりに設立されない場合には、全額又は一部を上記①の費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	上記発行時における当初の資金使途のうち、①及び③について、2019年7月から2020年12月にわたり充当、②について、2019年7月から2021年12月にわたり充当
現時点における充当状況	① 新規シーズ導入及びパイプライン開発に係る費用として調達した約35億円は、2019年7月から2021年12月にわたり全額充当しております。 ② 本ファンドの新規設立費用及び出資約束金として調達した25億円は、履行済みの金額を含めて現時点で約13億円の出資約束金を有しております。残額については、2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債が償還となるため、その原資に充当することとしました。 ③ 運転資金として調達した16億円は、当初の予定どおり全額充当しております。 （注）充当状況の金額は、上記「①有償一般募集（海外募集による新株式の発行）」及び本「②2022年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の発行」の合計額となります。

③ 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2019年7月29日
調 達 資 金 の 額	4,000,000,000円
転 換 価 額	2,037円
募集時における発行済株式総数	49,284,400株
割 当 先	株式会社ニコン
当該募集による潜在株式数	1,963,672株
現時点における転換状況	転換済株式数：0株（残高4,000,000,000円）
行 使 請 求 期 間	自 2019年7月30日 至 2024年7月22日

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

発行時における 当初の資金使途	① 新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用 ② 日本国内における脳梗塞急性期及び急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に対する治療法の開発費用
発行時における支出予定時期	2019年7月から2020年12月にわたり充当
現時点における充当状況	① 新規シーズ導入に係るライセンス獲得費用及び開発費用として調達した10億円は、主にアサシス社への戦略的投資に全額充当しております。 ② 日本国内における脳梗塞急性期及び急性呼吸窮迫症候群（ARDS）に対する治療法の開発費用として調達した約30億円は、当初の予定どおり治験関連費用に全額充当しております。

④ 有償一般募集（海外募集による新株式の発行）

払込期日	2021年9月30日
調達資金の額	6,782,985,000円
募集時における発行済株式総数	51,828,800株
当該募集による発行株式数	3,300,000株
発行時における 当初の資金使途	① 「HLCM051」の製造販売承認を見据えた、商用製造の体制構築に係る費用 ② 当社独自のNK細胞を中心としたパイプラインの研究開発に係る費用 ③ 人件費等の運転資金
発行時における支出予定時期	2023年12月までに充当
現時点における充当状況	① 「HLCM051」の製造販売承認を見据えた、商用製造の体制構築に係る費用約20億円は、現時点において約2億円を費消しております。今後、HLCM051の承認申請に向け、規制当局との相談を含む進捗を見極めながら2023年12月までに充当する予定です。 ② 当社独自のNK細胞を中心としたパイプラインの研究開発に係る費用約30億円は、現時点において約14億円を費消しております。本新株予約権の払込み及び行使により調達した資金とあわせて2023年12月までに充当する予定です。 ③ 人件費等の運転資金約18億円は、現時点において約9億円を費消しております。2023年12月までには全額充当する予定です。

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。



(別紙)

## 株式会社ヘリオス第 18 回新株予約権発行要項

株式会社ヘリオス第 18 回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）の発行要項は以下のとおりとする。

1. 新株予約権の総数 82,000 個
2. 振替新株予約権 本新株予約権は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下「**社債等振替法**」という。）第 163 条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第 164 条第 2 項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。
3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
  - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 8,200,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「**交付株式数**」という。）は、100 株とする。）。ただし、本項第(2)号乃至第(5)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
  - (2) 当社が第 6 項の規定に従って行使価額（第 4 項第(1)号に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。
$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 6 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
  - (3) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
  - (4) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 6 項第(2)号、第(4)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
  - (5) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者（以下「**本新株予約権者**」という。）に通知する。ただし、第 6 項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
  - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの金銭の額（以下「**行使価額**」という。）に交付株式数を乗じた金額とするが、計算の結果 1 円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
  - (2) 行使価額は、当初、条件決定日（第 10 項に定義する。以下同じ。）の直前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「**東証**」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）（以下「**条件決定基準株価**」という。）又は下限行使価額（第 5 項に定義する。以下同じ。）

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

のいずれか高い方の金額とする。ただし、行使価額は、第5項又は第6項に従い、修正又は調整されることがある。

5. 行使価額の修正 (1) 第12項に規定する割当日（以下同じ。）の翌取引日以降、第14項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日（以下「**修正日**」という。）の直前取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り上げた金額（以下「**修正日価額**」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される（修正後の行使価額を以下「**修正後行使価額**」という。）。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が下限行使価額を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

「**下限行使価額**」は、条件決定基準株価の水準によって、以下のとおり決定され、第6項第(1)号乃至第(5)号による調整を受ける。

①条件決定基準株価が342円以上である場合

240円（発行決議日直前取引日の東証終値の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額）とする。ただし、かかる金額が条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、条件決定基準株価の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

②条件決定基準株価が342円を下回る場合

条件決定基準株価の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。ただし、かかる金額が発行決議日直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下回る場合には、発行決議日直前取引日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額を下限行使価額とする。

- (2) 前号により行使価額が修正される場合には、当社は、第14項第(2)号に定める払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

6. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①時価（本項第(3)号②に定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を

請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「**当社普通株主**」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項第(3)号⑤に定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「**取得条項付株式等**」という。）に関して当該調整前に本号③又は⑤による行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項第(3)号⑥に定義する。以下同じ。）が、(i)上記交付の直前の既発行普通株式数（本項第(3)号③に定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後行使価額

は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、(ii)上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本④の調整は行わないものとする。

⑤取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式1株あたりの対価(本⑤において「**取得価額等**」という。)の下方修正等が行われ(本号又は本項第(4)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日(以下「**取得価額等修正日**」という。)における時価を下回る価額になる場合

(i)当該取得請求権付株式等に関し、本号③による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。

(ii)当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。

⑥本号①乃至③の各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会又は取締役会決議の委任に基づく執行役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。ただし、株式の交付については第19項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

⑦本号①乃至⑤に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後行使価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (3)①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ②行使価額調整式及び本項第(2)号において「**時価**」とは、調整後行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号⑥の場合は基準日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。
- ③行使価額調整式及び本項第(2)号において「**既発行普通株式数**」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「**交付普通株式数**」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- ⑤本項第(2)号において「**対価**」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(2)号③における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における 1 株あたりの払込金額とする。
- ⑥本項第(2)号において「**完全希薄化後普通株式数**」とは、調整後行使価額を適用する日の 1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i)（本項第(2)号④においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii)（本項第(2)号⑤においては）当該行使価額の調整前に、本項第(2)号又は第(4)号に基づき「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「**交付普通株式数**」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。

(4)本項第(2)号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部若しくは一部の承継、他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得、又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。

②当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

③その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

④行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(5)本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第5項第(1)号に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(6)本項第(1)号乃至第(5)号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号⑥の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

7. 新株予約権の行使可能期間 割当日の翌取引日から2025年8月4日までの期間（以下「**行使可能期間**」という。）とする。ただし、当社普通株式に係る株主確定日、その前営業日及び前々営業日（機構（第16項に定義する。以下同じ。）の休業日等でない日をいう。）並びに機構が必要であると認めた日については、行使請求をすることができないものとする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

9. 新株予約権の取得条項 (1)当社は、当社の取締役会又は取締役会決議の委任に基づく執行役会が本新株予約権を取得する日（当該取締役会又は執行役会後15取引日を超えない日に定められるものとする。）を別に定めた場合には、当該取得日において、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、本新株予約権を取得するのと引換えに、当該本新株予約権の新株予約権者に対して、本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(2)当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付（以下「**組織再編行為**」という。）につき当社株主総会（株主総会が不要な場合は、取締役会又は取締役会の委任に基づく執行役

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

会)で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日以前に、当社が本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(3)当社は、当社が発行する株式が東証により監理銘柄、特設注意市場銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日(機構の休業日等である場合には、その翌営業日とする。)に、本新株予約権を取得するのと引換えに当該本新株予約権の新株予約権者に対して本新株予約権1個あたり払込金額と同額を交付して、残存する本新株予約権の全部を取得する。当社は、取得した本新株予約権を消却するものとする。

(4)本項第(1)号及び第(2)号により本新株予約権を取得する場合には、当社は、当社の取締役会又は取締役会決議の委任に基づく執行役会で定める取得日の2週間前までに、当該取得日を、本新株予約権者に通知する。

10. 各新株予約権の払込金額 本新株予約権1個あたり163円とするが、本新株予約権に係る最終的な条件を決定する日として取締役会決議の委任に基づく執行役会が定める2022年7月19日から2022年7月21日までの間のいずれかの日(以下「条件決定日」という。)において、第24項に定める方法と同様の方法で算定された結果が163円を上回る場合には、かかる算定結果に基づき決定される金額とする。
11. 新株予約権の払込総額 第10項に定める金額に82,000を乗じた金額とする。
12. 新株予約権の割当日 2022年8月3日から2022年8月5日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
13. 新株予約権の払込期日 2022年8月3日から2022年8月5日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の15日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
14. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1)本新株予約権の行使請求は、機構又は口座管理機関(社債等振替法第2条第4項に定める口座管理機関をいう。以下同じ。)に対し行使請求に要する手続きを行い、行使可能期間中に機構により行使請求受付場所に行行使請求の通知が行われることにより行われる。  
(2)本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求に要する手続きとともに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を機構又は口座管理機関を通じて現金にて第18項に定める新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に払い込むものとする。  
(3)本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
15. 新株予約権の行使の条件 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
16. 振替機関 株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)
17. 新株予約権の行使請求受付場所 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
18. 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 築地支店
19. 新株予約権行使の効力発生時期等 (1)本新株予約権の行使請求の効力は、機構による行使請求の通知が第17項に記載の行使請求受付場所に行われ、かつ、本新株予約権の行使に際して出資さ

この文書は、当社の第18回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。

れる財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生する。

(2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が発生した日の 2 銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

20. 単元株式数の定め 当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- 取 扱 い
21. 募 集 の 方 法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を野村証券株式会社に割り当てる。
22. 申 込 期 間 2022 年 8 月 3 日から 2022 年 8 月 5 日までの間のいずれかの日とする。ただし、条件決定日の 15 日後の日とし、当日が休業日の場合はその翌営業日とする。
23. 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
24. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由  
一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性、割当先の権利行使行動及び割当先の株式保有動向等について一定の前提を置いて評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を第 10 項記載のとおりとした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 4 項記載のとおりとし、行使価額は当初、条件決定基準株価又は下限行使価額のいずれか高い方の金額とした。

この文書は、当社の第 18 回新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。